

紫波町「(仮称)食と農の育成学校」設置検討業務委託事業者選定プロポーザル 質疑応答書

質問事項	回答
企画提案書の枚数制限や綴じ方の規定があれば教えてください。（実施要領 4 企画提案書等の提出 (2) イ）	本プロポーザルにおいては、提案書の枚数の制限、綴じ方の規定はございません。最も効果的と思われる方法で作成ください。
プレゼンテーションではパソコンの持ち込み及び、資料の投影を用いての提案は可能でしょうか。その際プロジェクター、スクリーン、それに付随する備品の借用は可能でしょうか。（実施要領 7 審査方法 (2) 審査時間）	パソコンのお持ち込み及び資料を投影しての提案は可能です。 町では、スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルを用意します。その他の接続形式には対応しておりませんので、お持ち込みのパソコンにHDMI端子が備えられていない場合は変換ケーブルをご持参ください。
金額については紫波町契約規則第22条第4条に「見積入札金額の100分の3以上の額又は町長が定めた額」とありますが本事業はどちらが適応されますか。（実施要領 9 契約の締結 (2) 契約保証金）	紫波町契約規則において、「契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上の額とする。」と定めております。本業務の契約では100分の5を想定しておりますが、1,000円単位での額を想定していることから、端数処理の関係等により100分の5を上回ることがあります。
「基本方針」とありますが、本事業に係る幅広いコンテンツが考える中で、具体的なねらいやターゲット、初年度特に注力したい内容などがありましたら教えてください。また、基本方針の策定のためにどのような課題感をお持ちか教えてください。（仕様書 5 業務内容 (1) ①）	「(仮称)食と農の育成学校」については、本年6月に『(仮称)食と農の育成学校 コンセプトブック』を作成しております。 (参考: https://www.town.shiwa.iwate.jp/soshiki/4_2/kyousou/17822649771450963/) 学校の設立に向けた現在の構想についてはコンセプトブックに記載しておりますが、「いつまでに」「何をやるのか」という具体的なアクションプランを基本方針等で定め、発信し、本事業に対する理解を積み上げていく必要があると考えています。 特に、町内の既存農業者や、構想に掲げたカリキュラム案を実際に提供するために必要な協力者の開拓・アプローチについては、これからさらに精力的に取り組む必要があると認識しています。 上記のような課題感から、初年度においては、「取組みへの理解者（特にも現役農家）を増やす」・「今後実際に学校を運営していくにあたっての参画者を募る」という2つの視点から、「何から着手して」「いつまでに」「どうやって進めるのか」というプロセスデザインを定めるための伴走支援を期待します。
製作物の成果物2点以上とありますが、具体的に制作したいと考えているもの、またはイメージしている使い方やターゲット像があれば教えてください。（仕様書 5 業務内容 (3) ①）	具体的な提案は、提案事業者へ委ねますが、例として、学校の方針やイメージが伝わるリーフレットやランディングページ（LP）の作成、またこれらに掲載する学校ロゴ等の製作等が想定されます。